

Q2 開業医ですが、所属する医師会が今年、医師会館を新築することになり、30万円寄付することになりました。この支出する寄付金はどのように処理すればいいのでしょうか。

A

ポイント

- (1) 共同的施設の設置のために支出した費用として繰延資産(=事業などに関して支出する費用のうち、その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの)に計上することになります。
- (2) 繰延資産の償却期間は、支出の効果が及ぶ期間ですが、共同的施設である会館等の建設のための負担金については、当分の間、10年とされています。

1. 共同的施設の設置等のために支出する費用の取扱い

事業を営んでいる人が自己が便益を受ける「共同的施設の設置や改良のために支出する費用」で、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものは繰延資産とされます。

そのような費用に該当するものとしては、負担する人が所属する協会、組合、商店街などの行う会館、アーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などの共同的施設の建設や改良に要する費用の負担金などがあります。この場合、その共同的施設の相当部分が貸室として利用されるなど協会などの本来の用以外の用に供されているときは、その部分に係る負担金は、繰延資産ではなく、協会などに対する寄付金となります。

したがって、医師会館は会員の共同施設として1年以上の期間にわたって各会員に利用されると認められますので、会館の相当部分が貸室などとして利用されていない限り、会館の建設のために支出する金額は(単なる寄付金ではなく)繰延資産に該当することになります。

2. 繰延資産の償却方法と償却期間について

繰延資産の償却は、その支出の効果が及ぶ期間に割りふって、その期間に対応する分が必要経費に算入されますが、必要経費に算入される償却費は次の算式で計算した金額です。

$$\text{繰延資産の額} \times \frac{\text{その年において業務を行っていた期間の月数}}{\text{支出の効果が及ぶ期間の月数}} = \text{その年の償却費}$$

このように、繰延資産の償却費は支出の効果が及ぶ期間を基として計算しますが、この期間は、共同的施設の設置又は改良のために支出する費用で、その施設が負担者や構成員の共同の用に供されるものである場合又は協会などの本来の用に供されるものである場合は

土地の取得に充てられる部分は45年

施設の建設、改良に充てられる部分は、その施設の耐用年数の70%に相当する年数

とされます。

ただし、協会等の本来の用に供される会館等の建設又は改良のために負担するものについては、この年数が10年を超えるときには、当分の間、10年とされます。

繰延資産の区分と償却期間、償却方法

繰延資産は次のように区分されています。

区 分	内 容	償却期間	償却方法
開業費	事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用	5年の均等償却 又は 任意償却	
試験研究費	新製品の製造又は新技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用		
開発費	新たな技術・経営組織の採用、資源開発、市場開拓又は新事業開始のために特別に支出する費用		
その他の繰延資産	上記以外の費用で、その支出の効果が1年以上に及ぶもの	(省略)	均等償却

自己が便益を受ける共同的施設の設置又は改良のために支出する費用は の範囲に入ります。